

見守り隊かわら版

R5-1

辰口中央小学校見守り隊
能美市辰口町735番地
☎ 076115112009

自転車乗車時の

ヘルメット着用が努力義務に

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日からすべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。

改正された道路交通法では、今までの「児童、幼児にかぶらせる努力義務」に加えて「自転車を運転するすべての人がヘルメットをかぶることに努めなければならぬ」ということになりました。また、「同乗する人（幼児）にもヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。」

わたしたちのまわりでは、中学生はしっかりと着用しているようですが、小学生や高校生の着用はまだまだのようです。何よりわたしたち大人がまず手本を示し、広めていくことが求められているのではないのでしょうか。



【登校中の中学生】

道路交通法

〈令和5年3月31日まで〉

◆第63条の11

児童又は幼児を保護する責任のある方は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

〈令和5年4月1日以降〉

◆第63条の11

第1項 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

第2項 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

第3項 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。



交差点

ヘルメットの着用率は？

改正道路交通法が施行されて2カ月が過ぎました。努力義務であり、罰則がないこともあるのでしょうか、道行く自転車を見てもヘルメットの着用状況は改正前と変わりないように見えます。みなさんはどう思われていますか。

左の表は都道府県別の自転車乗車時のヘルメット着用率を調べたデータです。石川県は全国平均とほぼ同じ着用率です。

愛媛県では、ひとりの高校生の自転車事故死をきっかけに全県的なヘルメット着用の取り組みがおこなわれ、着用率の高さにつながっているそうです。

自転車乗車時ヘルメット着用率 (自転車ヘルメット委員会)

順位	都道府県	着用率
1	愛媛県	29%
2	長崎県	26%
3	鳥取県	18%
4	長野県	17%
4	山口県	17%
20	石川県	11%
43	青森県	5%
43	奈良県	5%
43	宮崎県	5%
46	和歌山県	4%
47	北海道	2%
全国平均		11.2%

2020年7月調べ

1～89歳全国 9,971人対象



横断者がいるとき、ドライバーは停止しなければならぬと道交法で規定されています。マナーとして守りたいものです。
横断者もちょっとした仕草で感謝の気持ちを表すと停止したドライバーも気持ちの良いものです。子どもたちにも会釈など感謝の気持ちを表す大切さを教えてあげたいですね。

自転車ヘルメット Q & A

Q1 だれがかぶらなければならないの？

大人だけでなく、中高生や小学生から幼児まで自転車を運転するすべての人がかぶるようにしなければなりません。さらに、高校生以上の大人が幼児などを乗車装置などに乗せるときもその幼児などにヘルメットをかぶらせるようにしなければなりません。



乗車装置

Q2 かぶらないと罰せられるの？

努力義務です。「～するよう努めなければならない」というもので、ヘルメットをかぶらず自転車を運転しても罰則はありません。

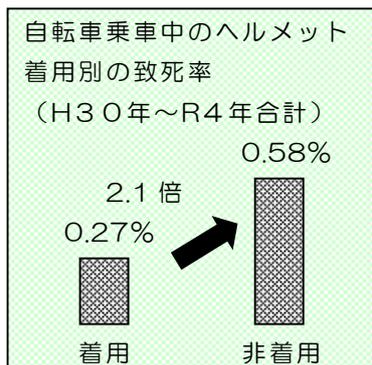
〈そのほかの努力義務の例〉

- ・70歳以上～75歳未満の人が乗用車を運転するときに高齢者マークを乗用車につけること

Q3 ヘルメット着用の効果はあるの？

警察庁のデータでは、交通事故による死亡率を着用と非着用で比較したところ約2.1倍の差があったとのこと。

ヘルメットはあくまで事故の被害を軽減するためのものです。まずは交通事故にあわないための安全行動を心がけましょう。のうち死者の占める割合のことです



警察庁資料より

*致死率とは、死傷者のうち死者の占める割合のことです

Q4 ヘルメットはどこで購入できますか？

自転車販売店や大型量販店の自転車コーナーなどで販売しています。ネット購入もできます。能美市内の事業協力店でのヘルメット購入に際しては市からの補助金制度があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。か市生活環境課へお問い合わせください。

Q5 価格はどれくらいですか？

1,000円ぐらいから5,000円ぐらいといういろいろあるようです。万が一のとき大切な頭部を守るためのものです。価格も気になりますが性能を重視したいですね。SGマークなどの安全性を示すマークのついたものを使い、あごひもを確実にしめるなど正しく使いましょう。